



# ともに考える、カタチにする

【総合職事務系・技術系合同】  
国土交通省  
宿泊型インターンシップ  
—これからのインフラ政策を考える—

日時：2019年10月23日(水)～25日(金)

場所：国土交通大学校小平本校（東京都小平市）

この国をつなげる。未来をカタチにする。





## 本イベントの概要

- ✓ 2泊3日の短期集中プログラムです。
- ✓ 国土交通省の施策を学びながら、国土交通省での政策立案プロセスを疑似体験できます。
- ✓ 今回のプログラムでは、現場見学も予定しています。
- ✓ 政策立案体験、職員との交流を通して、国家公務員として働くイメージ、国土交通省が目指すものについて理解を深めていただきます。
- ✓ 国土交通省の業務に興味がある方であれば、学年・専攻は不問です。

## スケジュール(予定)

10月23日 (水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午前 政策講義(インフラ老朽化・災害対策、海外展開)</li><li>・ 午後 現場見学(関東近辺のインフラ施設、工事現場を予定)／国土交通大学校泊</li></ul>
10月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午前 グループワーク(グループごとに指定されたテーマについて政策を検討)</li><li>・ 午後 グループワーク／中間発表(職員からのアドバイス)／職員との懇親会</li></ul>
10月25日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 午前 グループワーク</li><li>・ 午後 政策発表会・講評</li></ul>

※初日は国土交通省本省に9:30集合、最終日は国土交通大学校にて18:00頃に解散予定。

## 申込方法

国土交通省マイページ(<https://mypage.careerguide.go.jp/2020/mlit.php>)より、**令和元年10月10日(木)24:00まで**にお申し込みください。



※ 応募者多数の場合には抽選とさせていただきます。参加の可否については、10月11日(金)までにメールにて通知します。

※ 滞在中の食費及び宿泊費の実費(6,000円程度を想定)をご負担いただくこととなります。また、会場までの交通費その他の費用に対する補助はありませんので、ご了承ください。

※ 採用HPに掲載している募集要項を十分ご確認の上、お申し込みください。



# 国土交通省宿泊型インターン@国土交通大学校 ～これからのインフラ政策を考える！～

## 募集要項

### 1. 趣旨

国土交通省では、大学生・大学院生の皆さんに、国家公務員の業務に対する理解を深めていただくことを目的として、国土交通省の政策立案を2泊3日で疑似体験していただく「宿泊型インターン」を実施いたします。

### 2. 対象者

国土交通省の業務内容に高い関心を有する大学生、大学院生又は既卒生。(学部・学科は不問)

### 3. 日程

2019年10月23日(水)～25日(金)

※初日集合時間：9：30(国土交通省本省)

※最終日解散時間：18：00(予定)(国土交通大学校)

(集合)

10月23日(水)9：30 国土交通省本省(所在地：東京都千代田区霞が関2-1-3)

※国土交通省本省にて基礎講義等を行った後、宿泊場所である国土交通大学校へ移動します。

### 4. 場所

国土交通大学校小平本校(所在地：東京都小平市喜平町2-2-1)

### 5. 内容

今回の宿泊型インターンは2泊3日で実施し、国土交通省の施策に関する講義や現場見学などを通じて、国土交通省への理解を深めていただきながら、参加する学生数名でチームを組み、チームごとに、国土交通行政における課題に対して、政策提言をしていただきます。

政策提言のテーマは「これからのインフラ政策～老朽化・災害対策から海外展開まで～」です。これまでインフラ政策は、国の発展にとって重要な役割を果たしてきました。頻発する自然災害に対応するためのダムや堤防、交通ネットワークを繋ぎ人々の暮らしを豊かにする鉄道や高速道路、貿易や観光といった国際的な競争力を高める空港や港湾など、日本の成長の陰にはこうした「インフラ」の活躍が欠かせないものでした。

しかし昨今、高度経済成長期頃に建設され社会を支えてきたインフラの老朽化、近い将来起こるとされている巨大地震や気候変動の影響により激甚化する自然災害への対応、海外案件の受注獲得に向けたインフラシステムの海外展開に係る国際競争力の強化など、我が国のインフラ政策には数多くの課題があります。

そこで、これまで行われてきた関連施策を踏まえつつ、これらの課題を解決するために、今後、国交省が行うべき施策について、具体的に提言してください。

なお、提言の際は、国の役割、施策の有効性や継続性、費用対効果を明確にするよう留意してください。

(スケジュール)

1日目：オリエンテーション、基礎講義、現場見学

2日目：グループワーク、中間講評、職員との交流会

3日目 : グループワーク、最終発表

※ スケジュールについては、調整中のため、変更になる可能性があります

## 6. 申込及び参加学生の決定

2019年10月10日(木) 24:00 までに国土交通省マイページ (<https://mypage.careerguide.go.jp/2020/mlit.php>) を通じて申し込んでください。応募者多数の場合には、抽選により参加学生を決定いたします。申込みの時点では、参加は確定しませんのでご注意ください。抽選結果は、10月11日(金) までにメールにて通知します。

## 7. 参加の条件

- (1) 宿泊型インターンの3日間の全ての行程に参加できることを条件とします(途中からの参加・離脱等は認めません)。また、参加決定後のキャンセルはご遠慮ください。
- (2) 宿泊型インターンの参加経費(宿泊費、食費、交通費、保険料等)については、各自で負担していただきます。国土交通省は支給いたしません。(なお、国土交通大学校滞在中の宿泊費及び食費は6千円程度を想定しています。当日回収させていただきます。)
- (3) 災害傷害保険及び賠償責任保険に加入していることを条件とします。(参加決定連絡後、事前にこれらの保険への加入を証明する書類の写しを提出していただきます。)
- (4) 別紙「国土交通省宿泊型インターンへの参加に係る遵守事項等」を承諾・遵守していただくことを条件とします。(参加決定連絡後、事前に誓約書を提出していただきます。)

## 8. 問い合わせ先

【事務系】国土交通省大臣官房人事課 牧野・岩熊

(電話) 03-5253-8170 (直通)

(E-mail) [hqt-recruit@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-recruit@ml.mlit.go.jp)

【技術系】国土交通省大臣官房技術調査課 酒匂／公共事業調査室 中沢

(電話) 03-5253-8129 (直通)

(E-mail) [hqt-engineer@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-engineer@ml.mlit.go.jp)

## 国土交通省宿泊型インターンへの参加に係る遵守事項等

### 1. 実習中の遵守事項

- (1) 国土交通省宿泊型インターン（以下「インターン」という。）に参加する学生（以下「参加学生」という。）は、インターン参加期間中、公務の適正な遂行を妨げないように行動するものとする。
- (2) 参加学生がインターン参加期間中に公務の適正な遂行を妨げるような行為その他不都合な行為を行った場合、国土交通省は当該参加学生のインターンへの参加を打ち切ることができるものとする。
- (3) インターン参加期間中は、これに専念するものとし、インターンの進行に支障が生じないよう協力するものとする。
- (4) 参加学生は、インターンを欠席しようとする場合は、事前に国土交通省担当職員に申し出るものとし、担当職員からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに担当職員に連絡するものとする。
- (5) 参加学生は、インターン参加期間中、国土交通省担当職員の指導・監督等に従わなければならない。
- (6) 参加学生は、インターン参加期間中に知り得た秘密について、インターン参加中及び参加終了後においても部外者（所属大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (7) 国土交通省は、上記（2）に該当する場合のほか、参加学生が遵守事項等に従わないときはインターンへの参加を打ち切ることができるものとする。

### 2. インターン期間中の事故等

- (1) 参加学生は、賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。
- (2) 参加学生が国土交通省又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。
- (3) インターン参加期間中の事故により参加学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、学生は当該保険の保険金の範囲内で国土交通省に対する求償権を放棄する。

### 3. 経費負担等

- (1) 国土交通省は、参加学生に対して、手当及び参加経費（宿泊費、食費、交通費、保険料等）を支給しない。
- (2) インターンへの参加経費は、参加学生が負担するものとする。

### 4. 実習の成果

参加学生は、インターンの成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に国土交通省の承認を得なければならないものとする。

以上